# 平成31年度 宇佐市立学校人権教育方針

宇佐市教育委員会

## 【基本的な考え】

宇佐市教育委員会はこれまで、人権に関する条約や大分県条例等に学びながら、「宇佐市における部落差別等を撤廃し人権を擁護する条例」及び「宇佐市人権施策基本計画」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図る」ため、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきました。

さらには、平成28年12月、部落差別のない社会を実現することを目的に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。学校教育においては、人権尊重の視点を持ち、生活課題と重ねて具体的な態度や行動のできる実践的な力を育てることを目指してきました。

しかし、依然として部落問題をはじめとする様々な人権問題は存在し、インターネット上の 書き込みなど新たな対応が求められる問題も明らかになってきました。

差別や偏見に基づくこうした行為は人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。差別の実態が見えにくくなっている今だからこそ、幼稚園・学校(以下「学校」という。)が人権尊重の精神に満ちあふれ、安心して過ごせる場であることが重要です。

さらに、学校教育、社会教育、家庭教育など、あらゆる教育の場において、関係機関が相互 に有機的な連携・協力関係を一層強化し、人権教育を推進することが必要です。

そこで、宇佐市教育委員会では、「差別の現実から深く学ぶ」ことが人権教育を進める上で最も大切にしなければならないことであることを踏まえ、今までの人権教育の取組を継承・発展させます。また、「宇佐市 部落差別の解消の推進に関する学校教育指導方針」(平成31年度)に基づき、部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる児童生徒を育てます。

取組にあたっては、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、人権教育の目的を明確にしながら教職員自身が人権感覚を磨きます。また、子ども一人ひとりを反差別の視点でつなぐ集団づくりを大切にしながら、教育活動全体を通して人権問題に取り組みます。

# 【人権教育は「生涯にわたり生きる力」を育成する根幹】

人権教育は、「生涯にわたり生きる力」を育成する根幹です。すべての教育活動を通じて行われるものであるとの基本的認識のもと、これまでの人権教育のあり方を振り返り、自校の課題を明確にし、「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」の趣旨を踏まえ、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」ができる力を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

## 【人権感覚に満ちた学校づくりを】

幼児・児童・生徒の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養うため、教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる人権感覚に満ちた学校づくりをめざします。

そのため、以下の取組を位置づけます。

## (1) 人権問題を主体的に解決する実践力の育成

すべての学校において、教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもの進路・学力を保障する学校づくりを進めます。

- ①子どものいのちとくらしを守るため、人権教育の基盤である日々の指導を充実します。
- ②すべての子どもが自分自身の生活や社会の状況を変革する行動力、未来を切り拓く実践力を身に付け、学力の向上と人権感覚の育成が併せて追求されるような学習活動の創造を行

います。また、問題事象を自分たちの課題としてとらえ直し、身近な生活素材の教材化を 行います。

③限られた時間の人権学習だけでなく、他の教科との関連を図りながら、体験型参加型学習 や出会いの学習、フィールドワーク等、学習形態や手法の工夫を進めます。

#### (2) 子どもを主体とする人権教育の充実

すべての学校において、子どもを主体とし、地域全体で、総合的・系統的に人権教育を推 進します。

- ①学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけます。
- ②解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、指導計画に沿った系統的・ 日常的な取組みを進めます。また、取組の点検・評価・改善を行います。
- ③各学校は人権教育主任を核とした全教職員による人権教育推進体制の確立とともに家庭・ 地域・関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの人権教育推進体制の確立に努めます。
- ④各学校の教育活動及び啓発が新たな差別を生むことがないように留意し、真の差別の解消 になるよう、その内容、手法等に十分配慮します。

## (3) 反差別の視点でつなぐ学級・学年集団づくり

すべての学校において、子どもや家庭・地域社会の実態や課題を明らかにし、<u>反差別の視</u>点で学級の一人ひとりをつないで<u>いく取組をすすめます。</u>

- ①子ども一人ひとりが抱える生活課題や悩みから出発して、すべての子どもがかけがえのない仲間としてつながる仲間づくりを根底に据えます。
- ②子どもの生活の中にある差別やいじめなど人権に関わる課題を明らかにし、「チーム学校」の視点をもって学校全体で共通理解しながら、子どもをつなぐ取組をすすめます。

#### (4) 教職員の人権意識の確立

すべての教職員は、人権問題に対する正しい認識を深め、自らの責務を自覚し、積極的に 人権教育に取り組みます。

- ①人権問題は現在の社会に厳存しているという事実認識に立ち、現状を的確にとらえます。
- ②人権問題の解決は、一人ひとりが自己にかかわる課題として自覚していくことを通して達成されるものであるという認識に立ちます。
- ③自らの人権意識を見つめ直し、実践力を高めるよう、各種研修会に積極的に参加します。 また、多様な地域人材等を活用し、連携・協働した意義深い校内研修を行うなど、家庭や 地域社会を巻きこんだ教育活動の充実に努めます。
- ④被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について正しく理解します。

## (5) 保護者への啓発、校種間・地域及び関係機関との連携

保護者への啓発、校種間、地域及び関係機関との連携をより一層深め、系統的・継続的・ 効果的な人権教育を推進します。

- ①人権教育資料の配布や学校・学年通信、Webページ等による情報提供を通じて保護者への啓発に努めます。
- ②幼・保・小中学校を通した児童生徒の発達段階に応じたカリキュラムや授業研究を行うなど校種間の連携による取組を一層進めます。